

平成 28 年 9 月 6 日

記者発表

## 中国の「和歌山」商標出願に異議申立

### 経過・現状

○県は、中国・台湾・香港において、県全域に関わる「和歌山」「紀州」の商標監視を行っている。「和歌山」「紀州」の商標が出願され公告されていることが判明した場合、関係団体と協議の上、異議申立等の対応をとることとしている。

○平成 28 年 8 月、①「和歌山」②「WAKAYAMA」の 2 件の商標が出願され、公告されていることが判明。

- ・出願区分：25 区分【被服、履物、帽子（アパレル分野）】
- ・出願人：北京市在住の個人
- ・出願日：平成 27 年 7 月 10 日
- ・公告日：平成 28 年 6 月 6 日



○同月、関係団体との協議により、県が中心となり異議申立を行うことを決定。商標登録されれば、県内企業が中国に事業展開する際に深刻な障害となる可能性があるため。

〔関係団体：紀州繊維工業協同組合、和歌山県衣料縫製品工業組合、和歌山県作業手袋工業組合  
和歌山県製革事業協同組合、和歌山ニット商工業協同組合〕

○平成 28 年 9 月 6 日、県が中国商標局に対して異議申立書を提出。異議理由は、中国の商標法が商標にできないものと定める「公知の外国地名」。審査には 1～2 年かかる。

### 今後の方針

今後も中国等で商標監視を継続し、関連団体と連携しながら「和歌山」「紀州」のブランドを守っていく。

### 参考

【中国商標における地方自治体の異議申立状況】

地方自治体名が中国で「公知の外国地名」と判断され、異議申立が認められるケースが増加傾向。

（本 県）「和歌山」2 件、「紀州」4 件の商標出願に異議申立を行い、全て認められている。

「和歌山」【菓子、パン等】及び「WAKAYAMA」【アルコール飲料（ビール以外）】

：平成 22 年 6 月異議申立⇒平成 24 年 3 月 異議申立認容

（他府県）「岩手」が平成 25 年 6 月、「鹿児島」が平成 24 年 11 月、「青森」が平成 19 年 12 月に異議申立が認められ、「秋田」、「佐賀」でも同様の事例がある。

担当課	産業技術政策課
担当者	時枝・高井
電話番号	073-441-2355